

資料編

1. 南丹市地域創生戦略の施策

基本目標1 「しごと」を創出し働く場をつくる

〈基本的方向〉

- 地域資源を活用した新たな起業への支援を行う。
- 地域の伝統・技術に基づく地域産業の後継者育成等を含め、多様な就業の場と機会を創出する。
- 市内に張り巡らせた光ファイバーの情報通信基盤や未利用の不動産等を活用した企業誘致を推進するとともに ICT 技術活用による地域ビジネスの推進を図る。
- 地域資源を生かすとともに南丹のブランド力を高め、地域産業の産業力強化を図る。

〈施策の展開〉

① 新たな「しごと」にチャレンジする就業・起業支援

- 本市をはじめ、丹波、京都の伝統や技を受け継ぐ「しごと」、地域の自然や資源を生かした「しごと」、都会以外で働く選択肢を求める多様な価値観を満たす新たな「しごと」など、多様な働き方へのチャレンジを支援します。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 起業などの新たな「しごと」の創出にチャレンジする人を支援する。
- ② 市内外事業所における市民の雇用を促進する。
- ③ 地域の資源を活用した「しごと」の創出と人材の育成による地域の活性化を図る。
- ④ 農業や林業の担い手を育成・支援する。

② 地域資源を活用した企業誘致と産業力強化

- 市内における就業の場を拡大するため、不動産（土地、建物）ストックを活用した企業誘致を進めるとともに、地域の自然や資源、環境を活用した産業力の強化を支援します。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 地域経済の振興や地域雇用の促進を図るため企業誘致を推進する。
- ② 情報通信基盤や未利用不動産等を活用したサテライトオフィスの誘致を進め、地域ビジネスの推進を図る。
- ③ 商店街の活性化や小規模な事業者の経営安定化に向けた支援を行う。
- ④ 地域資源を活用したブランドの創出と拡大を支援する。
- ⑤ 豊かな自然環境などの地域資源を活用した観光による地域の雇用を創出する。

基本目標2 南丹市への人の流れを増幅させる

〈基本的方向〉

- 南丹市への定住・移住を促進するため、情報発信を強化するとともに、定住促進に向けた受入体制を整備する。
- 南丹市への移住者の住まいを確保するため、空き家等の活用を図る。
- 地域の観光資源の充実を図る。
- 観光・交流人口の拡大を図るためのイベントや周遊性のある観光ルートの整備を図る。
- 豊かな自然などの地域資源を活用した「癒し」による観光・交流を拡大するとともに都市と農村の交流を深めるグリーン・ツーリズムを推進する。

〈施策の展開〉

① 定住・移住促進に向けた情報発信と支援

- 定住促進サポートセンターや地域おこし協力隊等を活用し、本市での定住・移住促進に向けた情報発信を行うとともに、定住に必要な支援を行います。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 空き家バンクなどを活用し、移住者のニーズに合った受け入れ環境を整える。
- ② 移住しやすい環境を整えるとともに、移住にかかる負担の軽減を図る。
- ③ 市内の魅力ある情報を市外に向けて発信するとともに、地域の情報や慣習などを集約し移住者に提供する。
- ④ 多様化する地域課題に対応するための支援を行う。
- ⑤ 定住に向けた受け入れ体制の整備を図り、定住に関する窓口の一元化を進める。

② 観光・交流の拡大に向けた魅力の創出

- 豊かな観光資源と自然地形を生かして、観光・交流人口の拡大を図ります。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 観光・交流人口の拡大を図る取り組みを推進する。
- ② 観光・交流に関する施設の整備と充実を図る。
- ③ 豊かな自然環境などの地域資源を活用し、観光・スポーツによる交流人口の拡大を図る。
- ④ 周遊性のある観光ルートやアクセス体系を検討、整備する。

基本目標3 若い世代の夢をかなえる

〈基本的方向〉

- 若い世代が結婚や出産・子育てに対する希望を実現できるよう、結婚から子育て支援まで、切れ目のない支援に取り組む。
- 女性がさまざまなライフステージにおいて、活躍できるための支援を行う。
- 子どもたちへの地域に密着した教育により、南丹市への郷土愛の醸成を図る。
- 子どもたちの自己実現できる力を確かなものとするため、教育の充実を図る。
- 多くの高等教育機関との連携・協力を図ることにより、人材の育成を進める。

〈施策の展開〉

① 結婚・出産・子育ての夢をかなえる支援

○結婚や出産の希望をかなえるべく、それぞれのライフステージにあった施策を展開し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に取り組みます。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 結婚や出産の夢がかなう環境を整備する。
- ② 子育てに関する情報の提供を行うとともに、相談体制の整備を進め、子育てしやすい環境を整える。
- ③ 保育所・幼稚園の施設の充実を図るとともに、通園しやすい環境を整える。
- ④ さまざまなライフステージで、女性が活躍できる場を拡大する。

② 次代の担い手を育む教育の充実

○高度情報化、国際化が進展する今日の社会において、豊かな自然と文化の宝庫である南丹市を基盤とし、市内の高等教育機関をはじめとした教育的リソースを積極的に活用しながら地域の主体者としてふるさとを愛し、生涯にわたって学び続けようとする意欲を持ち未来に向かってたくましく生きることができる人材を育成します。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 地域の方々が参画する「学校運営協議会」等の取り組みを通して、学校、家庭、地域社会が三位一体となって“協育”を進める体制を構築する。
- ② 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園から中学校までの異校種間の連携・交流を図る。また、アメニティー豊かな学校設備や施設の整備を進め学校教育の充実を図る。
- ③ 高度情報化の進展を見据え発達段階に応じた情報活用能力の育成を図る。
- ④ 博物館、資料館や図書館活動を含め、社会教育活動を推進する。
- ⑤ 地域の宝を保存・活用することで文化の薫り高いふるさと南丹市づくりを推進する。
- ⑥ 多くの高等教育機関との連携・協力による人材育成と地域活性化を進める。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

〈基本的方向〉

- 地域拠点の整備等、人口減少に対応できるような魅力ある地域づくりを進める。
- 共生社会の仕組みづくり、防災対策やインフラの整備・長寿命化や地域情報基盤の整備等を進め、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進める。
- 京都府・近隣自治体との広域連携によるまちづくりを進める。

〈施策の展開〉

① 魅力ある次代の地域づくり

- 都市近郊の立地を生かし、定住・移住の受け皿となる都市基盤の整備を進めるとともに、日常生活エリアで心豊かに暮らせる地域拠点の形成に取り組む。また、多様化する地域課題の解決に向け、市民や地域との協働によるまちづくりを推進します。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 区画整理、道路・上下水道などの基盤整備を進め、住宅整備に向けた環境を整える。
- ② 廃校舎等を活用した地域の拠点づくりを推進する。
- ③ 地域の公共的な課題に対し市民が主体となって取り組める環境を整える。
- ④ 地域活性化の核となるリーダー養成や自主振興組織の設立を支援し、安心して住み続けられる地域づくりを進める。

② 住み続けたい安心・安全のまちづくり

- 年齢や障がいの有無等にかかわらず、市民が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるように、共生社会の仕組みづくりに取り組むとともに、万一の災害に備えた体制の強化、道路等のインフラ整備と公共交通の充実など、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる共生社会の実現を図る。
- ② 万一の災害に備えた防災対策と体制の充実・強化を図る。
- ③ 道路等のインフラ整備を進めるとともに、計画的な補修・更新により施設の長寿命化を図る。
- ④ J R 駅舎と駅前広場の整備を進める。
- ⑤ 利用しやすい地域公共交通をめざす。
- ⑥ 光ファイバー網や無線通信などの情報通信基盤の整備・充実と活用を図る。

③ ともに歩む広域連携の取り組み

- 近隣の市町がそれぞれの特性や強みを生かして連携・協力するとともに、府とも連携し、多様化する住民ニーズや広域化する行政課題に対応していきます。

【想定される主な事業・取り組み】

- ① 京都府との連携により森の京都ブランドを確立する。
- ② 他市町にまたがる広域幹線道路や鉄道等の整備促進を図る。
- ③ 近隣市町等と連携した観光の取り組みを推進する。

2.南丹市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 6 月 28 日

条例第 255 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南丹市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市が策定する総合振興計画について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、40 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。ただし、第 2 号に掲げる委員にあっては、当該身分を引き継いだ者が委員の任に就く。

5 委員は、その任期が満了した場合においても、新たに委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が審議会に諮り選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の構成及び所属する委員は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

3 部会には、必要に応じ各種機関を参画させることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3.南丹市総合振興計画審議会委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|--------------------|------------------------------------|---------|--------|
| 市議会議員 | 南丹市議会 議長 | 小中 昭 | |
| | 南丹市議会 副議長 | 仲村 学 | |
| | 南丹市議会 総務常任委員会 委員長 | 森 為次 | |
| | 南丹市議会 産業建設常任委員会 委員長 | 川勝 儀昭 | |
| | 南丹市議会 厚生常任委員会 委員長 | 木戸 徳吉 | |
| 各種団体 | 南丹市農業委員会 会長 | 野中 一二三 | |
| | 南丹市社会福祉協議会 事務局次長 | 榎原 克幸 | |
| | 南丹市民生児童委員協議会 副会長 | 大坪 洋子 | |
| | 南丹市女性会 会長 | 大嶋 久美子 | |
| | 南丹市老人クラブ連合会 会長 | 谷 義治 | |
| | 南丹市福祉シルバー人材センター 次長 | 本村 修 | |
| | 南丹市PTA連絡協議会 会長 | 谷利 信悟 | 平成28年度 |
| | | 平井 智彦 | 平成29年度 |
| | 南丹市体育協会 会長 | 麻田 健治 | |
| | 南丹市消防団 副団長 | 芦田 茂 | |
| | 南丹市商工会 事務局長 | 野々口 二三男 | |
| | 船井青年会議所 理事長 | 村田 泰伸 | |
| | 南丹市建設業協会 副会長 | 板山 一則 | |
| | 誘致企業代表 マルホ発條工業株式会社 先端部品事業部 事業部長 | 吉田 尚容 | |
| 南丹市森林を考える会 会長 | 柿迫 正紀 | | |
| 南丹市観光まちづくり実行委員会 会長 | 神田 和行 | | |
| 学識経験者 | 京都府立大学 副学長 | 小沢 修司 | 会長 |
| | 明治国際医療大学 副学長 | 樋口 敏宏 | |
| | 京都建築大学校 教務部長 | 廣辻 雅之 | |
| | 佛教大学 社会学部 准教授 | 大束 貢生 | |
| | 京都高度技術研究所 バイオマスエネルギー研究企画部長 | 中村 一夫 | 副会長 |
| 公募委員 | 京都美術工芸大学 学生 | 保田 芽生 | |

4. 策定の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| <2017（平成 29）年> | |
| 1月12日（木） | ○第1回南丹市総合振興計画審議会 ・委嘱状の交付、会長・副会長の選出 ・南丹市総合振興計画の策定について諮問 ・南丹市総合振興計画の策定方針等の確認 |
| 1月12日（木） ～3月6日（月） | ○庁内ヒアリングの実施 |
| 2月9日（木） ～3月9日（木） | ○団体ヒアリングの実施 ・ヒアリング数 31 団体 |
| 2月16日（木） | ○職員研修の実施 |
| 3月6日（月） | ○市長ヒアリングの実施 |
| 4月28日（金） ～5月12日（金） | ○市民意識調査の実施 ・送付数 2,500 通、有効回収数 683 通、回収率 27.3% |
| 5月1日（月） | ○第2回南丹市総合振興計画審議会 ・策定スケジュールについて ・第1次計画の評価について ・団体ヒアリング、職員研修結果について ・市民ワークショップ、職員研修の進め方について ・基本構想の方向性について |
| 5月25日（木） | ○庁内ワーキングの実施 |
| 6月13日（火） | ○第3回南丹市総合振興計画審議会 ・市民意識調査結果（速報）について ・基本構想たたき案について |
| 6月26日（月） | ○庁内ワーキングの実施 |
| 6月26日（月） | ○職員研修の実施 |
| 7月2日（日） | ○キックオフ講演会・ワークショップの開催 ・参加者数 24 名 |
| 7月13日（木） | ○市民ワークショップ（なんたんキャラバン）の開催 ・日吉地区で開催（テーマ：環境資源の活用／南丹ブランド） ・美山地区で開催（テーマ：環境資源の活用／南丹ブランド） |
| 7月16日（日） | ○市民ワークショップ（なんたんキャラバン）の開催 ・日吉地区で開催（テーマ：災害への備え／保健・医療・福祉） ・園部地区で開催（テーマ：環境資源の活用／南丹ブランド） |

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 7月17日(月・祝) | ○市民ワークショップ(なんたんキャラバン)の開催 ・美山地区で開催(テーマ:災害への備え/保健・医療・福祉) ・八木地区で開催(テーマ:環境資源の活用/南丹ブランド) |
| 7月20日(木) | ○市民ワークショップ(なんたんキャラバン)の開催 ・美山地区で開催(テーマ:地域教育/地域コミュニティ) ・日吉地区で開催(テーマ:地域教育/地域コミュニティ) |
| 7月21日(金) | ○市民ワークショップ(なんたんキャラバン)の開催 ・園部地区で開催(テーマ:災害への備え/保健・医療・福祉) ・八木地区で開催(テーマ:災害への備え/保健・医療・福祉) |
| 7月24日(月) | ○市民ワークショップ(なんたんキャラバン)の開催 ・八木地区で開催(テーマ:地域教育/地域コミュニティ) ・園部地区で開催(テーマ:地域教育/地域コミュニティ) |
| 7月27日(木) | ○第4回南丹市総合振興計画審議会 ・市民意識調査結果について ・市民ワークショップ結果について ・基本構想たたき案について |
| 8月23日(水) | ○第5回南丹市総合振興計画審議会 ・基本構想中間案について |
| 9月15日(金) ~10月12日(木) | ○パブリックコメント(市民意見募集手続)の実施 ・応募者数6名、意見項目数54項目 |
| 9月28日(木) | ○第6回南丹市総合振興計画審議会 ・基本構想中間案(目標指標)について |
| 10月20日(金) | ○第7回南丹市総合振興計画審議会 ・基本構想最終案について |
| 10月31日(火) | ○第2次南丹市総合振興計画案の答申 |
| 11月20日(月) | ○ビジョンマップ編集会議の開催 ・日吉地区及び園部地区で開催 |
| 11月22日(水) | ○ビジョンマップ編集会議の開催 ・美山地区及び八木地区で開催 |
| 12月20日(水) | ○第2次南丹市総合振興計画について議会の議決 |
| <2018(平成30)年> | |
| 3月4日(日) | ○第2次南丹市総合振興計画・ビジョンマップお披露目会の開催 ・参加者数40名 |

5. 諮問書

9 南 企 定 第 2 号
平成29年1月12日

南丹市総合振興計画審議会会長 様

南丹市長 佐々木 稔 納

南丹市総合振興計画の策定について（諮問）

南丹市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次南丹市総合振興計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

6. 答申書

平成29年10月31日

南丹市長 佐々木 稔 納 様

南丹市総合振興計画審議会
会長 小 沢 修 司

第2次南丹市総合振興計画について（答申）

平成29年1月12日付け9南企定第2号において当審議会に諮問されました第2次南丹市総合振興計画について、慎重に審議を行った結果、次の意見を付して別冊のとおり答申いたします。

なお、審議の過程で出された各委員の意見や提言については十分に尊重され、基本構想の実現に向けたまちづくりを推進されるよう切望いたします。

記

- 1 まちの将来像を「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」といたしました。南丹市の多様な特性を生かして、産業の振興、教育の充実、環境の保全など、さらなる地域の活性化と市民福祉の向上を図り、市民がそれぞれの立場で活躍し、安心して住み続けられるまちとなることを願ったものです。この将来像を実現するためには、人口減少に歯止めをかけることが必要不可欠であり、重点テーマを「定住促進」といたしました。基本構想に示した8つのまちづくりの基本方針とその方針に沿って進める基本施策を積極的に推進し、早期の将来像実現に取り組んでいただきたい。
- 2 計画策定にあたり、市民団体等のヒアリングや市民ワークショップの実施など市民参加に重点を置き進めてこられましたが、計画の実行にあたっては市民参加が必要不可欠です。市民がまちづくりにより一層参加しやすい体制を整え、市民が主体となって、それぞれの立場で取り組み、協働による計画推進が図られるよう最大限努めていただきたい。
- 3 合併による交付税の特例措置が縮減される中、庁舎建設などの大型事業を控えるなど、厳しい財政状況ではありますが、激変する社会情勢・複雑多様化する市民ニーズを的確にとらえ行政課題に対して積極的に取り組みいただきたい。また質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革を推進し、さらなる財政健全化に取り組む、計画を着実に実行いただきたい。なお、計画の進捗管理については、進捗状況を毎年度把握し、効果的な評価・検証を行い、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう努めていただきたい。